吹田市立市民ギャラリー条例の一部改正及び同施行規則の一部改正に係る骨子案

１　改正の理由

吹田市立南山田市民ギャラリーを使用することのできる時間の区分を細分化することにより、ギャラリーを使用する住民の利便性向上を図るものです。

２　改正の内容

現行、吹田市立市民ギャラリー条例において、午前１０時から午後７時までの使用時間を単位とする使用料の額を定めていますが、１時間を単位とする使用料の額に改正します。

吹田市立南山田市民ギャラリーを使用することができる時間の区分については、規則で定めることとし、同施行規則に新たに使用時間に関する規定を設けます。使用時間の区分は、次のとおりです。

⑴　午前１０時から午後１時まで

⑵　午後１時から午後４時まで

⑶　午後４時から午後７時まで

※現行は、午前１０時から午後７時までの全日使用しか認められませんが、改正後は、上記⑴、⑵又は⑶のいずれかの時間区分のみの使用も、⑴と⑵の時間の連続使用も、⑵と⑶の時間の連続使用も、現行と同じ⑴から⑶までの時間（全日）の使用も可能となり、ギャラリーを使用する住民の利便性向上につながります。

３　改正予定年月日

令和７年（２０２５年）４月１日